

1. 口頭弁論は終盤を迎えます！

2年前の2016年7月、宮内正厳さんが原告となり、“放送法遵守義務確認等請求事件”としてNHKを奈良地裁に提訴しました。その後、第1次集団訴訟（2016年12月 45名）、第2次集団訴訟（2017年3月 58名）、第3次集団訴訟（2017年9月 22名）と同様の訴訟を奈良地裁に起こしました。

先行している宮内さんと第1次集団訴訟（裁判長の判断で併合された）は、いよいよ大詰めを迎えています。5月7日（月）11時から8回目の口頭弁論が行われます。慰謝料請求の訴求原因、契約論の補充や、憲法論の補充を陳述します。

また、第2次集団訴訟の第5回目の口頭弁論が5月16日（水）10時30分から行われますが、先行の裁判に追いつくよう陳述を行います。さらに、第3次集団訴訟の第3回目の口頭弁論が5月7日（月）10時30分から行われますが、できるだけ先行の裁判に近づくよう陳述を行います。

上述のように3つの裁判が提訴理由はおなじですが、別々に審理されています。裁判所に対し、3つの裁判を併合することを4月26日に申し入れします。また、証人喚問を裁判所に求める等裁判の大詰めを迎え努力を続けて参ります。

*裁判（口頭弁論）の日程

宮内・溝川（第1次）訴訟	5月7日（月）	11時～
北野（第2次）訴訟	5月16日（水）	10時30分～
高桑（第3次）訴訟	5月7日（月）	10時30分～

2. 放送法4条撤廃をめぐる動向

3月中旬、内閣府の「規制改革推進会議」で検討を進めてきたといわれる“放送事業の大胆な見直しに向けた改革方針”なるものが明らかになりました。その内容は、（1）通信と放送で異なる規制・制度の1本化（放送法のみ課されている放送法4条などの規制の撤廃など）、（2）放送のソフト・ハード分離の徹底、（3）NHKについては規制を維持し、ネット同時配信などを通じ公共放送から公共メディアという3点を基本にしています。

放送法4条は、「政治的に公平であること」「事実に基づく正確な報道」「意見が対立する問題は多角的に論点を明らかにする」など重要な規定があります。

*上記の裁判は、“放送法遵守義務確認等請求事件”として放送法第4条を順守することをNHKに求めています。

放送法4条が撤廃されれば、事実をまげた放送を制約なく行うことができ、ヘイトスピーチまがいの放送も可能になります。ウソに満ち、特定の勢力を誹謗・中傷するような事態になれば視聴者の知る権利は十分に満たされなくなります。

改革案は、規制改革推進会議がとりまとめ、6月にも安倍首相に答申し、早ければ今秋の臨時国会に法案を提出し、2020年以降に施行する方針が伝えられています。

民放各社、新聞社から反対の意思表示がされ、自民党からも慎重な検討を求める意見が出ています。安倍首相の政治的動機からでてきた放送法4条撤廃の動きを芽のうちに封じ込めることが肝要です。

以上